

第7章 主要関連法規

1. 会社法

2017年12月に新会社法が成立した（施行日は2018年8月1日）。これまでの会社法は英国統治下で制定されたものであり、前政権時から数年にわたり国会での審議が続いていたが、ついに成立を果たした。取締役の常駐義務や外国企業の定義等、新会社法の成立により大きな変更が生じており、主な変更点は図表7-1の通りである。

図表 7-1 新会社法における主な変更点

項目	内容
外国会社の定義	旧会社法上は、1株でも外国人又は外国会社が株式を保有している会社は、外国会社として取り扱われていたが、新会社法においては、外国会社とは、海外企業、外国人又はその両者によって直接的若しくは間接的に所有若しくは支配され、持分比率が35%超のミャンマーに設立された会社と定義されており、35%以下であれば、会社法上外資会社としては取り扱われない。ただし、不動産譲渡制限法等のその他の外資規制を持つ法律においても、35%以下であれば必ず内資会社として扱われるとまでは言えず、今後それらの法律における外国会社又は外国人の定義がどのように解釈されるのか注視していく必要がある。
取締役	非公開会社(private company)の場合、これまで実務上取締役は最低2名必要とされてきたが、新会社法においては、最低1名で足りることが明記された。ただし、取締役のうち1名は、常駐者である必要がある。具体的には旧会社法に基づいて既に設立している会社については、新会社法の施行日から始まる各12カ月の期間以内に183日以上滞在していれば、新会社法に基づいて設立される会社については、登記日から始まる各12カ月の期間以内に183日以上滞在していれば常駐者となる。取締役全てが非居住者の会社においては今後対応が必要となる。また、取締役の解任の要件は特殊決議から普通決議に緩和された。
小規模会社に対する免除事項	小規模会社(公開会社及びその子会社以外の会社であって、その会社及びその子会社の従業員数が30人以下であり、その会社及びその子会社の、前会計年度の年間収益が総額50,000,000チャット未満である会社)は、監査報告書の提出義務や毎暦年一回の年次株主総会の開催義務が免除されている。したがって、売上のない情報収集目的の会社等においては負担が軽減される。
書面決議及び電話会議	取締役会及び株主総会のいずれにおいても、書面決議が許容されることが明文化された。また、株主総会については定款に定めることによって、取締役会においては全取締役の同意又は定款に定めることによって、「技術を利用して」会議を招集、開催することができることが明記された。ここでは電話等による会議の招集、開催が想定されているものと思われる。
株主	旧会社法上は、株主は2名以上必要とされており、1名のみでの設立は認められていない。しかし、新会社法においては、株主1名のみであっても会社を設立でき、100%子会社も設立できるようになる
移行期間	新会社法の施行後も、旧会社法の下で登記された会社は有効に存続するものの、施行後12カ月間の移行期間内に、常駐の取締役を指名しなければならないとされている。
会社の権利能力	旧会社法では、会社の権利能力の範囲は定款の事業目的に限定されていたものの、新会社法では、あらゆる事業又は活動を行うことができるとして権利能力の範囲が拡大された。また、事実上の外資規制として働いていた外資会社に対する営業許可制度も廃止された。

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック(改訂版)」より作成

規制緩和の観点で特筆すべきは、外資、会社の定義の変更である。新会社法のもとでは、外資の持ち分比率が35%以下であれば内資会社扱いとなる。内資扱いになった場合、投資法の下で定められている外資規制（外資禁止事業、合弁事業。詳細については第10章参照）や土地に関する外資規制（詳細については第13章参照）の適用を受けない、あるいは受けない可能性があるため、35%以下という持ち分比率が許容可能であれば、事業の選択肢、自由度が広がることになる。特に土地に関する規制については、長期利用に関するMIC許可が不要になることや、不動産所有自体も認められることが期待されている。なお、土地に関する外資規制については不動産譲渡制限法のもとで定められているものであり、上表に記載したとおり、会社法の外資会社の定義がそのまま不動産譲渡制限法にも適用されることになるかどうかについては今後の動向を見守る必要がある。

一方、規制強化の観点からは、取締役の居住者要件が新たに設けられたという点に留意が必要である。これまでは取締役の居住者要件はなかったため、現地法人を設立した後でも取締役の居住者要件を気にする必要がなかったが、新会社法のもとでは、居住者要件を満たす取締役が少なくとも1名必要になることから、事前にこの点につき手当が必要となる。

2. 投資法

ミャンマー政府は2011年に軍政から民政に政権を移管して以降、外国投資の誘致を積極的に進めてきており、2012年には従来の外国投資法を改正した。さらに、ミャンマーの国民民主連盟（NLD）政権は、2016年に新内閣を発足させた後、外国資本と内国資本の投資をさらに促進すべく投資法の改正を行った。これは、かつて外交投資法と内国投資法に分割されていた投資法を一本化し、内外資本による投資を公平に取り扱うとともに、外資規制業種のさらなる明確化、投資認可手続きの簡便化を企図したものである。従前の外国投資法ではミャンマー投資委員会（MIC）の認可が必要な投資事業が不明確であることや、投資認可と優遇措置の認可とが混同される等の分かりにくい点もあり、また外資規制についても一部の業種については明文化されない規制もある等の不満が内外の投資家から寄せられていた。

ミャンマー政府は、ミャンマーにおける投資に対して統一的な規律を与えることになるミャンマー投資法を2016年10月に国会承認を完了し、2017年4月に、計画財務省が同法の細則となるミャンマー投資法細則を発表している。

図表 7-2 投資法と細則・通達の成立の流れ

成立時期	法令等の名称	内容
2016年10月18日	ミャンマー投資法	ミャンマーにおける投資に対する統一的・包括的な法律
2017年3月30日	ミャンマー投資細則	投資法を補完する詳細ルール
2017年2月22日	MIC 通達 No.10/2017	法人税免税期間に係るゾーン指定
2017年4月1日	MIC 通達 No.13/2017	投資促進セクターリスト
2017年4月10日	MIC 通達 No.15/2017	制限業種一覧通達(ネガティブリスト)

(出所) DICA ホームページより作成

3. 経済特区（SEZ）法

ミャンマーの経済特区（SEZ）に関しては、2014年に新たにミャンマー経済特区法が制定され、ティラワ経済特別区等政府が指定した経済特区への投資を行う場合には、ミャンマー経済特区法や関連する法規制に従うことになる。なお、経済特別区以外の地域に対しては「ミャンマー投資法」が適用される。

4. 労働関連法

日本と同じようにミャンマーにおいても、労働法という1つの法典が存在するわけではなく、労働に関する法律が多数制定されている。従業員の基本的な権利と義務に関する法律が基本となる法律（The Law Prescribing the Fundamental Rights and Duties of People’s Workers, 1964）が存在していたが、2011年12月に廃止された。その後2018年3月時点において、新たな基本法は制定されていない。

したがって、下記図表 7-3 に列挙した14の個別法がそれぞれ、労働者の権利義務、労働組織等の個別事項を規定している。

図表 7-3 労働に関する個別の法律

1	労働者災害補償法(The Workmen 織等の個別事項を規定している。ndamental)
2	雇用統計法(The Employment Statistics Act, 1948)
3	工場法(The Factories Act, 1951)
4	休暇及び休日法(The Leave and Holidays Act, 1951)
5	油田(労働及び福利厚生)法(The Oilfields (Labour and Welfare) Act, 1951)
6	雇用制限法(The Employment Restriction Act, 1959)
7	海外雇用に関する法(The Law relating to Overseas Employment, 1999)
8	労働組織法(The Labour Organization Law, 2011)
9	労働紛争解決法(The Settlement of Labour Dispute Law, 2012)
10	社会保障法(The Social Security Law, 2012)
11	最低賃金法(The Minimum Wages Law, 2013)
12	雇用及び技術向上法(The Employment and Skill Development Law, 2013)
13	賃金支払法(The Payment of Wages Law, 2016)
14	店舗及び商業施設法(The Shops and Establishments Law, 2016)

(出所) ジェトロ「ミャンマー労務ガイドブック（改訂版）」より作成

5. 知的財産権

ミャンマーにおける知的財産権保護に関する法整備は十分ではなく、1914年に成立した著作権法が存在するのみである。一方で、ミャンマーは1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟しているため、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）の履行義務を果たすべく、日本からの協力も得て法整備を進めている状況である。